

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から48年3月まで
② 昭和48年4月から同年7月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和45年8月から48年3月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。45年8月28日にA市区町村からB市区町村に一家で転出し、転入届と同時に、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料についても、夫婦二人分を定期的に同市区町村役場で納付していたので、両申立期間の保険料も納付したはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月28日のB市区町村への転入届と同時に、申立人の夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続をした時期は、申立人の国民年金手帳に記載されている同手帳発行日から、48年7月頃と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、後からまとめて納付したことは無いと主張しており、申立期間の保険料が、過年度納付及び特例納付により納付された事情は見当たらず、申立人が、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間①の保険料が未納である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

一方、申立人の夫の国民年金手帳記号番号（基礎年金番号）は、申立人と連番であることから、申立人と同時に加入手続が行われたものと考えられるものの、B市区町村の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿における国民年金被保険者資格取得日は、申立人の夫が昭和45年8月28日（B市区町村への転入日）、申立人が48年8月28日と相違しており、45年8月28日から48年8月28日まで、申立人は未加入期間となっていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳には、国民年金被保険者資格取得日は昭和45年8月28日と記載されていることから、申立人の国民年金被保険者資格取得に係る事務処理が適切でなかったものと考えられる上、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、加入手続時点で現年度納付となる48年4月から同年7月までの保険料が納付されていることと考えると、申立人が申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 4 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。申立期間直前の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月までの納付記録が見つかり還付を受けたが、申立期間についても両親が私の保険料を一緒に納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母が申立人の両親と申立人自身の 3 人分の保険料を、納税組合を通じて納付したと主張しているが、国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 59 年 2 月 10 日に A 市区町村へ転出した事実が確認できることから、同年 4 月以降の納付書が B 市区町村で発行されたとは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳管理簿により、当時、申立人に払い出されていた国民年金手帳記号番号「*」の被保険者台帳が、昭和 59 年 3 月 30 日に A 市区町村へ移管されている事実が確認できる上、オンライン記録においても、同番号の台帳保管庁が C 社会保険事務所（当時）となっていることから、B 市区町村で納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 22 日から 58 年 6 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 54 年 10 月 8 日から 61 年 7 月 21 日までの期間のうち、申立期間についての被保険者記録が無かった。私は、申立期間について、労働組合の専従職員となっていたが、A社と取り交わした「協定書」において、当該期間、同社に在籍していたこと及び一切の労働条件が保障されていることが記載されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「協定書」には、「申立人の会社復帰に際し、申立人との雇用関係が従前より継続しているものとして賃金、退職金、有給休暇等の一切の労働条件を保障する。」と記載されていることなどから判断すると、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことが確認できる。

一方、A社において、協定書が同社と申立人との間で取り交わされた当時の総務担当者に照会したところ、申立期間中の賃金及び退職金等については、申立人から提出された「協定書」のとおり解決金 870 万円を支払ったが、申立期間中の厚生年金保険料については、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させていたため、解決金から保険料に相当する金額を控除していないという旨の回答が得られた。

また、A社から、申立人は昭和 58 年 6 月 21 日に復職したが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出したことにより、申立人は、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を既に喪失していた旨の回答も得られたところ、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が、昭和 55 年 7 月 22 日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことが確認できる。

さらに、平成 23 年 7 月に、改めて申立人と A 社との間で話し合いが行われた

ところ、同社から上記回答内容に変更が無い旨の回答が得られたことなどから判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1696

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 5 月 20 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 29 年 2 月から 30 年 5 月まで、C職としてA社B営業所に継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の証言から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことは推認できる。

一方、A社に照会したところ、同社B営業所及び申立人に係る書類が現存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入については、不明である旨の回答が得られた。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、C職については成績により本採用の時期がそれぞれ異なっていた旨の証言が得られたところ、別の同僚から、自身は、入社12か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の回答が得られたことから判断すると、同社においては、必ずしも、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間に係るA社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 36 万円に、同日から 8 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 38 万円と記録されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を前後の期間と同じ 41 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額の記録は、定時決定により平成 6 年 10 月から 7 年 9 月までが 36 万円に、同年 10 月から 8 年 9 月までが 38 万円になっていることが確認でき、当該改定処理は遡及して訂正された形跡も無く、記録管理に不自然さはうかがえない。

また、企業年金連合会が保管する申立人に係る B 厚生年金基金の加入記録により、申立人の標準報酬月額は、平成 6 年 10 月から 7 年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 8 年 9 月までは 38 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社に照会したところ、当時の資料は残存していない旨の回答が得られたことから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

加えて、オンライン記録により、申立期間における定時決定の際に、標準報酬月額が減額されている同僚 10 人を確認することができるが、いずれも遡及して訂正されたなど不自然な事務処理等は認められない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与

から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 7 月 18 日から 19 年 3 月まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和 17 年 7 月 18 日から 19 年 3 月までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。当時の給与明細で、労働者年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険被保険者名簿により、申立人が、昭和 17 年 7 月 13 日に健康保険の被保険者資格を取得し、19 年 4 月 1 日に資格を喪失したことが確認できる。

しかしながら、申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められているところ、申立人は、A社においては、一般職員として勤務し、配給品の配給を担当していたと述べている。

また、A社B事業所に係る健康保険被保険者名簿には、労働者年金保険の記号番号欄があるが、申立人の当該欄には、労働者年金保険の記号番号が付番されていないことが確認できる。

さらに、申立人が同一業務に従事していたとして名前を挙げた同僚 5 人のうち、1 人は被保険者名簿に名前が確認できず、2 人は厚生年金保険法施行（昭和 19 年 6 月 1 日）前に健康保険被保険者資格を喪失しており、申立人と同様に労働者年金保険の記号番号が付番されておらず、1 人はオンライン記録上、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、1 人はオンライン記録においてA社に係る被保険者記録が確認できないが、労働者年金保険の記号番号は、同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した者に近い番号が付番されていることから判断すると、申立人及び申立人と同一の業務に従事していた者は、同社により、労働者年金保険の被保険者として取り扱わ

れていなかったことが推認できる。

このほか、申立期間に労働者年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。